

## 婚姻前の氏の通称使用に関する法律案

### (目的)

第一条 この法律は、夫婦の氏が同一であることを維持しつつ婚姻前の氏を通称として称する機会を確保するため、戸籍に婚姻前の氏を通称として記載又は記録する制度を設けるとともに、国、地方公共団体、事業者その他公私の団体は婚姻により氏を改めた者が婚姻前の氏を通称として称するために必要な措置を講ずる責務を有すること等について定め、もって婚姻により氏を改めた者が不利益を被ることの防止及び婚姻前の氏の通称使用についての社会全体における統一性の確保に資することを目的とする。

### (戸籍法の一部改正)

第二条 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「外」を「ほか」に、「左の」を「次の」に改め、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 第七十四条の二の規定により婚姻前の氏を通称として称する旨の届出をした者については、その旨第七十四条の次に次の一条を加える。

第七十四條の二 婚姻前の氏を通称として称しようとする者は、前条に規定する届書にその旨を付記して届け出なければならない。

(国、地方公共団体、事業者その他公私の団体の責務等)

第三条 国、地方公共団体、事業者その他公私の団体は、法令の規定により氏名の記載又は記録を要する場合において、前条の規定による改正後の戸籍法第七十四條の二の規定による届出(附則第二条第一項の規定による届出を含む。次項において「通称使用の届出」という。)をした者については、婚姻前の氏を併記する方法により婚姻前の氏を通称として称することができるよう、必要な法制上の措置その他の措置を講ずる責務を有する。

2 前項に規定する場合のほか、国、地方公共団体、事業者その他公私の団体は、通称使用の届出をした者が、職業生活その他の社会生活の幅広い分野における活動において、婚姻前の氏を通称として称する機会を確保するため、前項に規定する措置との整合性に配慮しつつ、当該活動の内容、性質等を踏まえ、必要かつ相当と認められる措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前に婚姻により氏を改めた者であつて婚姻前の氏を通称として称しようとするものは、婚姻中に限り、配偶者との合意に基づき、この法律の施行の日から一年以内に、戸籍法の届出に関する規定に準じて法務省令で定めるところにより、婚姻前の氏を通称として称する旨を届け出なければならぬ。

2 前項の規定による届出をした者に係る第二条の規定による改正後の戸籍法第十三条の規定の適用については、同条第八号中「第七十四条の二」とあるのは、「婚姻前の氏を通称使用に関する法律（平成二十二年法律第 号）附則第二条第一項」とする。



## 理由

夫婦の氏が同一であることを維持しつつ婚姻前の氏を通称として称する機会を確保するため、戸籍に婚姻前の氏を通称として記載又は記録する制度を設けるとともに、国、地方公共団体、事業者その他公私の団体は婚姻により氏を改めた者が婚姻前の氏を通称として称するために必要な措置を講ずる責務を有すること等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。